

令和 8 年度松阪市木造住宅建築促進事業補助金

1. 補助対象者 「大工・工務店」・「建築士」・「建築主」

○市外の大工・工務店、建築士、建築主も交付対象です。

2. 交付棟数 115棟

3. 交付要件

○延床面積50m²以上の新築住宅

○構造材全量の80%以上(m³)松阪の木を使用する住宅

▽松阪の木とは、市内産原木を市内の市場等から調達し市内の製材工場で加工した製品です。

▽構造材は、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木、まぐさ、窓台とし松阪の木が全量の80%に満たない場合、フローリング材、羽目板、外部デッキ材も含め、80%以上となれば補助対象とします。

(但し補助金は、松阪の木の構造材数量を対象とします。)

4. 補助金交付額

【建設地／市内】

交付先	補助金交付額	
「建築主」	松阪の木構造材 1m ³ あたり	15,000 円/m ³
【市内事業者】		
「大工・工務店」	松阪の木構造材 1m ³ あたり	15,000 円/m ³
「建築士」	〃	15,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一の場合	〃	20,000 円/m ³
【市外事業者】		
「大工・工務店」	松阪の木構造材 1m ³ あたり	10,000 円/m ³
「建築士」	〃	10,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一の場合	〃	15,000 円/m ³

【建設地／市外】

交付先	補助金交付額	
「大工・工務店」	松阪の木構造材 1m ³ あたり	10,000 円/m ³
「建築士」	〃	10,000 円/m ³
「建築主」	〃	5,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一の場合	〃	15,000 円/m ³

※補助金額（構造材数量上限なし。小数点第二位切り捨てとする。）

5. 申請・お問い合わせ先

松阪市林業支援センター （松阪市木の郷町1番地）

Tel0598-60-2120 fax0598-29-1710

Email: rin.shien@city.matsusaka.mie.jp

大工・工務店



建築士



建築主

